

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



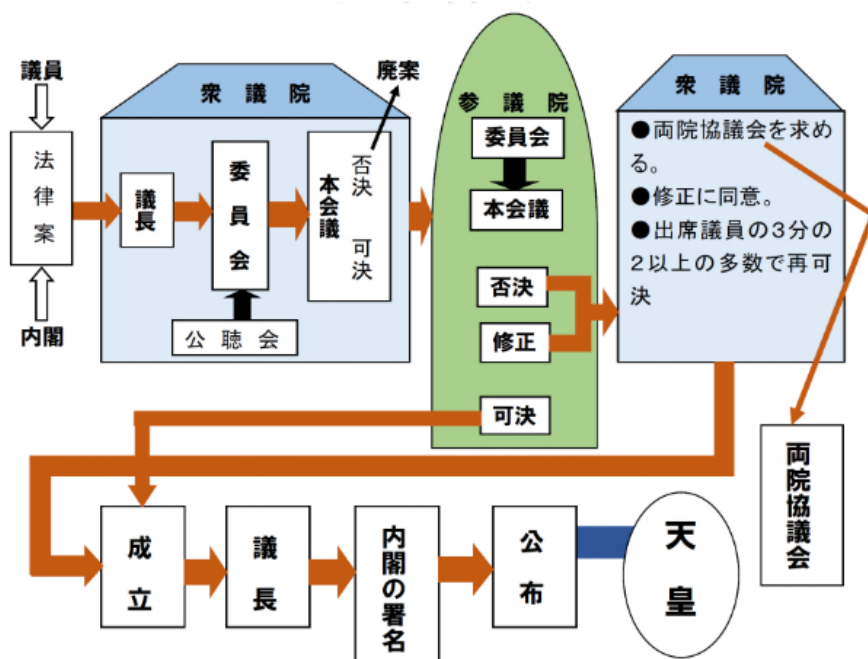
HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (9)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (9)



臨時会 (臨時国会)・・・内閣が必要と認めた時、又はどちらかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったとき召集される。

憲法第五十三条 【臨時会】

内閣は、国会の臨時会の招集を決定することができる。いつれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

語句説明

①表 決・・・議案に対して、可否の意思を表すこと。

説明概要

臨時国会とも呼ばれます。補正予算案の審議や、災害対策などの緊急案件への対応のためなどに召集されます。また、衆議院議員の任期満了による総選挙や参議院議員の通常選挙が行われた後には、必ず臨時会を召集しなければならないことになっています。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

>>一覧へ戻る

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.